

農地法第3条、基盤強化法申請手続きに係る添付書類

【農地法第3条 関係】

申請者	添付書類	必要数	関係機関
譲渡人又は賃借人	所有権移転の場合は、申請地の「登記事項証明書」 ※登記事項証明書と現住所が異なる場合は住民票又は戸籍の附票	各1通	仙台法務局古川支局他お近くの法務局支局 ・登記事項証明書 1通600円 ・登記事項要約書 1通450円 ※住所地の住民票交付窓口
	賃貸借の場合は「登記事項要約書」で可		
	実印と印鑑証明書。 ※ただし、本人が自署した場合は不要	1通	住所地の印鑑証明書交付窓口
	他町村に住民登録をされている方は、住民票及び経営状況証明書又は耕作証明書 ※印鑑証明書添付の場合は住民票不要	1通	住所地の住民票交付窓口及び農業委員会
	未相続農地に賃借権を設定する場合は、相続権の1/2を超える同意を証明する「相続人代表者指定届」	1通	
譲受人又は賃借人	認印と住民票 ※ただし、本人が自署した場合は不要	1通	住所地の住民票交付窓口
	他町村に住民登録をされている方は、住民票の他に経営状況証明書又は耕作証明書	1通	住所地の農業委員会
	法人の場合は履歴事項証明、登録印		
	※新規の農業を始める方、所有地50a未満の方が農地の取得・借受をする場合は「農地等利用計画書」	1通	
共通	申請書	1部	
	農地貸借又は使用貸借契約書	3部	
	管轄改良区の資格取得・喪失通知	1部	※認め印が必要
	代理人による申請の場合は、実印を押印した委任状 ※印鑑証明書は任意で添付	1通	

【農業経営基盤強化促進法 関係】

申請者	添付書類	必要数	関係機関
譲渡人又は賃借人	実印と印鑑証明書	1通	住所地の印鑑証明書交付窓口
	登記事項証明書と現在の住所が異なる場合は住民票又は戸籍の附票	各1部	住所地の住民票交付窓口
	他町村に住民登録をされている方は、経営状況証明書又は耕作証明書	1通	住所地の農業委員会
	未相続農地に賃借権を設定する場合は、相続権の1/2を超える同意を証明する「相続人代表者指定届」	1通	
譲受人又は賃借人	認印と住民票	1通	住所地の住民票交付窓口
	法人の場合は履歴事項証明、法人印鑑証明書及び登録印		
	他町村に住民登録をされている方は、経営状況証明書又は耕作証明書	1通	住所地の農業委員会
共通	申請書(集積計画書)	1部	
	申出書	各1部	
	管轄改良区の資格取得・喪失通知	1部	
	代理人による申請の場合は、実印を押印した委任状 ※印鑑証明書は任意で添付	1通	
	税務関係諸証明、登録免許税は実費負担となります		

※締切は毎月10日を基準としていますが、休祝祭日等の場合は、当町HPを確認願います。